

葛卷町農業委員会  
第 22 回総会議事録

1 日 時 令和8年4月21日(火) 午後1時33分から午後2時14分

2 会 場 複合庁舎くずま〜る まき×まきホール

3 会議に付した議案

報告第1号 農地法第6条第1項の規定による報告書の受理について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

報告第4号 農地の利用状況報告書の受理について

議案第1号 令和7年度葛巻町農業委員会事業報告及び令和8年度事業計画(案)の承認について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 葛巻町農地利用最適化推進委員の辞任に対する同意について

4 出席委員

①門 場 政 一

②久 保 淳

③藤 森 康 隆

④明 石 義 信

⑥戸 花 豪 紀

⑦山 本 一 英

⑧星 野 順 子

⑨外 平 静 子

5 欠席委員

⑤折 元 大 樹

6 議事録署名委員

⑥戸 花 豪 紀

⑦山 本 一 英

7 書記(農業委員会事務局)

折 本 誠(事務局長) 和 野 美 歌(事務局長補佐)

## 議 長（門場会長）

ただ今から、葛巻町農業委員会第22回総会を開会します。

本日の出席委員は9名中8名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。なお、5番折元委員より欠席の申し出がありましたので報告いたします。また、13番市村推進委員、19番遠藤推進委員から欠席との申し出がありましたのでお知らせします。

本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は6番戸花委員、7番山本委員のお二人を指名いたします。また、会議書記は事務局職員の折本事務局長と和野補佐を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定を行います。会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

## 議 長（門場会長）

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に日程第3、会務報告について事務局の説明を求めます。事務局長。

## 事務局（折本局長）

月 日	内 容	出 席 者
3月30日	岩手県農業公社との契約会 (4A会議室)	和野
4月10日	いわてポラーノの会第2回理事会 (盛岡市：キオクシアアイーナ)	星野委員
4月15日	夢ミルクの会役員会 (みもれ)	和野
4月15日	現地確認 (町内)	久保会長職務代理者、明石委員、事務局

## 議 長（門場会長）

ただ今の報告について何かご発言がございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

## 議 長（門場会長）

ないようですので、以上で日程第3、会務報告を終わります。

次に日程第4、報告第1号、農地法第6条第1項の規定による報告書の受理についてを議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。事務局長。

## 事務局（折本局長）

議案書は1ページをご覧ください。

1件受理しましたので、ご報告いたします。

●●●●●●●●から受理したもので、事業年度は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間です。農地所有適格法人の要件として4つございますが、まず1つ目の法人形態としては農事組合法人、2つ目の事業要件につきましては、売上高の過半が農業であること。それから3つ目の構成員要件であります。農業関係者の議決権が総議決権の2分の1を超えていること。最後に4つ目の業務執行役員要件ですが、役員のうち1人以上が農作業に従事していることが要件で、いずれも適合すると認められるものです。以上でございます。





報告しておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、13 ページをご覧ください。

「5 研修事業」につきましては、活動報告と重複するのでお目通しください。

「6 農業者年金業務」でございます。農業者年金取扱件数につきましては、新規の加入が1件となっております。

「7 家族経営協定関係」でございますが、7年度は新規、見直し等はございませんでした。

「8 情報活動」でございますが、全国農業新聞購読数は56部で、前年度比5部減となっております。続きまして、14 ページをご覧ください。

令和8年度葛巻町農業委員会事業計画（案）についてご説明申し上げます。

はじめに、「I 基本方針」でございますが、昨年と同様に、農業生産基盤の強化を図るため、認定農業者等、地域の中心経営体に農地の利用集積を進めるために、農業委員・推進委員と関係機関が一丸となって推進していく旨の内容を記載しておりますので、内容についてはお目通しください。

次に、同じ14ページの右側になりますが、「II 事業内容」でございます。

「1 会議の開催」につきまして、(1)から(3)は例年どおり開催し、(4)農地利用最適化推進検討会については、総会終了後、必要に応じて開催する予定でございます。

「2 農地等の利用の最適化の推進」でございます。(1)担い手への農地利用の集積・集約化については、農地の利用計画、利用権設定等についての指導、現地調査を実施します。農地利用集積の目標面積は15ha、集積率は71.5%とするものです。次に、(2)遊休農地の発生防止・解消については、農地の利用状況調査、利用意向調査及び現況に応じた速やかな非農地判断を実施します。農地の日及び農地パトロール等については、例年どおりでございます。

次に、15 ページをご覧ください。

「3 農政関係業務」でございますが、基本的には昨年度と同様の内容となっております。(5)家族経営協定の普及及び締結促進に関してですが、7年度末の認定農業者数86件で、8年度目標につきましては、新規締結数2件、累計締結数30件、締結率34.9%を目指すものでございます。

以下、(6)農業災害対策から「4 農業後継者対策事業」及び「5 農業経営安定対策」は昨年度と同様でございますので、お目通しください。

右側に移りまして、「6 各種大会及び研修会の実施・参加」の主なものでございます。(1)から(4)まで、主要な研修会等を計画しております。

次に、「7 農業者年金事業」につきましては、夢ミルクの会への活動支援を継続して参ります。

16 ページをお願いします。

「8 相談事業」につきましては、昨年度と同様でございます。

「9 各種調査の実施及び外部団体への情報提供」につきましては、7月に農地利用状況調査、9月から11月に農地利用意向調査を実施します。(3)から(5)につきましては、適宜、調査を実施し、報告するものでございます。

次に、「10 情報事業の推進」につきましては、引き続き(1)のとおり、町ホームページ、くずまきテレビ、町広報誌による情報提供を行って参ります。(2)農業者年金加入促進につきましては、今年度の目標を1人とさせていただく予定でございます。(3)農業行政及び農業技術情報収集のための全国農業新聞の購読につきましては、購読者が減少傾向となっておりますので、引き続き購読いただくとともに、新規の購読を進め、購読者数が増となるよう推進して参ります。



**議 長（門場会長）**

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

**議 長（門場会長）**

ないようですので、採決に移りたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長（門場会長）**

異議なしと認め、採決に移ります。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについては原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

**議 長（門場会長）**

挙手全員です。よって、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについては、原案のとおり決定いたします。

次に日程第10、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについてを議題に供します。この案件は、座席番号2番の久保会長職務代理者が所有権移転の当事者となりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用し、退席をお願いいたします。

（2番 久保会長職務代理者 退席）

**議 長（門場会長）**

事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

**事務局（折本局長）**

議案書は53ページをご覧ください。

1件の申請がございます。

●●地区の●●●●●さん所有の●●第●●地割字●●●の田1筆、2,420㎡を、●●地区の●●●●●さんに所有権移転するものです。申請書は54ページから56ページ、調査書は57ページ、申請地の位置図は58ページとなります。なお、地区担当の市村推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。以上で説明を終わります。

**議 長（門場会長）**

この事案は、現地確認が行われております。現地確認結果の報告を、4番明石委員にお願いします。

**4 番（明石委員）**

現地確認の結果を報告します。譲受人は、当該農地を借り受けており、また、隣接する農地の所有者でもあることから、所有権移転することで、今後も一体的に利用されていくことが見込まれることから、問題はないと思われました。以上です。

**議 長（門場会長）**

以上で報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

**議 長（門場会長）**

ないようですので、採決に移りたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）



12番は、●●地区の●●●●●さん所有の畑1筆、985㎡を、●●地区の●●●●●さんが賃貸借するものです。

13番は、●●●●地区の●●●●●さん所有の田1筆、1,873㎡を、●●地区の●●●●●さんが使用貸借するものです。

14番は、●●●●地区の●●●●●さん所有の畑1筆、799㎡を、●●地区の●●●●●さんが使用貸借するものです。

15番は、●●県●●市の亡き●●●●●相続人代表●●●●●さん所有の田2筆、畑1筆、計3筆、4,831㎡を、●●地区の●●●●●さんが使用貸借するものです。

63ページをご覧ください。

16番は、●●●●地区の●●●●●さん所有の畑3筆、計9,769㎡を、●●地区の●●●●●さんが賃貸借するものです。

17番は、●●地区の●●●●●さん所有の畑2筆、計19,832㎡を、同地区の●●●●●さんが賃貸借するものです。

18番は、●●●●地区の●●●●●さん所有の田1筆、967㎡を、同地区の●●●●●さんが使用貸借するものです。

利用目的や貸借期間などについては、それぞれ、お目通しください。以上で説明を終わります。

#### 議長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

#### 議長（門場会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### 議長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第4号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

#### 議長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第4号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については、原案のとおり決定いたします。

次に日程第12、議案第5号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてを議題に供します。この案件は、座席番号4番の明石委員が賃貸借の当事者となりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用し、退席をお願いいたします。

（4番 明石委員 退席）

#### 議長（門場会長）

事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

#### 事務局（折本局長）

議案書は64ページをご覧ください。

農地中間管理機構である岩手県農業公社を通して契約するものです。

●●地区の●●●●さん所有の田1筆、1,845㎡を、●●地区の●●●●さんが賃貸借するものです。利用目的や貸借期間などについては、それぞれ、お目通しください。以上で説明を終わります。

**議長（門場会長）**

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

**議長（門場会長）**

ないようですので、採決に移りたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（門場会長）**

異議なしと認め、採決に移ります。議案第5号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

**議長（門場会長）**

挙手全員です。よって、議案第5号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については、原案のとおり決定いたします。明石委員は入室してください。

（4番 明石委員 入室）

**議長（門場会長）**

次に日程第13、議案第6号、非農地証明願についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

**事務局（折本局長）**

議案書は65ページをご覧ください。

1件の非農地証明願が提出されました。

●●●地区の●●●●●さんから提出されたもので、農地の所在は、●●字●●●の畑1筆、1,219㎡です。農地は山林に囲まれ原野化しており、また、傾斜がきつく農作業機械も入れず耕作することができないため、非農地として証明するものであります。非農地証明願の写しと位置図は66ページに添付しておりますのでお目通しください。以上で説明を終わります。

**議長（門場会長）**

この事案は、現地確認が行われております。現地確認結果の報告を、2番久保会長職務代理者にお願います。

**2番（久保会長職務代理者）**

現地確認の結果を報告します。この農地は山林に囲まれ原野化しておりました。進入路も狭く、また、傾斜もきついことから、作業機械が入るのは困難であるため、非農地とすることに問題はないと思われまます。以上です。

**議長（門場会長）**

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

**議長（門場会長）**

ないようですので、採決に移りたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長（門場会長）**

異議なしと認め、採決に移ります。議案第 6 号、非農地証明願については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

**議 長（門場会長）**

挙手全員です。よって、議案第 6 号、非農地証明願については、原案のとおり決定いたします。

次に日程第 11、議案第 7 号、葛巻町農地利用最適化推進委員の辞任に対する同意についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

**事務局（折本局長）**

議案書は 68 ページをご覧ください。

令和 8 年 3 月 26 日に、北部地区推進委員の遠藤芳勝委員から、健康上の理由により葛巻町農地利用最適化推進委員の辞任願が会長あてに提出されました。農業委員会等に関する法律第 23 条に、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」と規定されております。この規定に基づきまして、本総会の議決をもって農業委員会の同意とするために、提案するものでございます。なお、遠藤委員におかれましては、病气療養中とのことでありまして、健康上の理由は、正当な事由と判断して差し支えないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。なお、69 ページに辞任願の写しを添付しておりますので、ご参照ください。以上で説明を終わります。

**議 長（門場会長）**

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

**議 長（門場会長）**

ないようですので、採決に移りたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長（門場会長）**

異議なしと認め、採決に移ります。議案第 7 号、葛巻町農地利用最適化推進委員の辞任に対する同意については辞任に同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

**議 長（門場会長）**

挙手全員です。よって、議案第 7 号、葛巻町農地利用最適化推進委員の辞任に対する同意については、同意することに決定いたします。

以上で、本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第 22 回総会を閉会いたします。